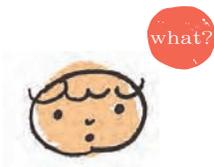


幼稚園と保育所の
両方の良いところを活かす

認定こども園



“認定こども園”とは？

「認定こども園」は、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものとして、都道府県から認定された施設です。

- ①小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供
保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能
- ②地域における子育て支援の実施
すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能

POINT! 認定こども園の良いところ！

保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できます。

0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育ちます。

子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援します。

認定こども園は、 就学前の 教育・保育ニーズに対応する 新しい選択肢です



急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化の中、保護者や地域の多様なニーズに応えるため、平成18年10月から「認定こども園」制度がスタートしました。認定こども園では、子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に提供します。

「安心できる場所に子どもを預けたい」
「仕事をやめても同じ施設で預かってほしい」
「質の高い幼児教育・保育をしてほしい」
「子どもへの対応がわからなくなるときがある」……
子育てをめぐる社会環境が大きく変わり、
幼児教育・保育のニーズは多様化し、
子育てへの不安を感じることも多くなっています。
それらの声に応えるために
「認定こども園」が誕生しました。
ぜひ「認定こども園」のことを知ってください。
明日、子どもの笑顔を見るために――。

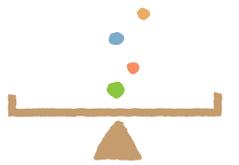


認定こども園は、

幼稚園と保育所の

両方の良いところを

活かした施設です



認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる新たな施設です。さらに、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行っています。

就学前の教育・保育を
一体として捉え、一貫して提供する
新たな枠組みです。

就学前の子どもに
幼児教育・保育を提供

保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に実施

地域における
子育て支援

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供などを実施

以上の機能を備える施設を、
認定こども園として都道府県が認定。



保育所

- 保育
- 0歳～就学前の保育に欠ける子ども

機能付加



ゆかり園

- 幼児教育
- 3歳～就学前の子ども

機能付加



認定こども園には、次のような多様なタイプが認められています。
なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。

type 01 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

type 02 幼稚園型

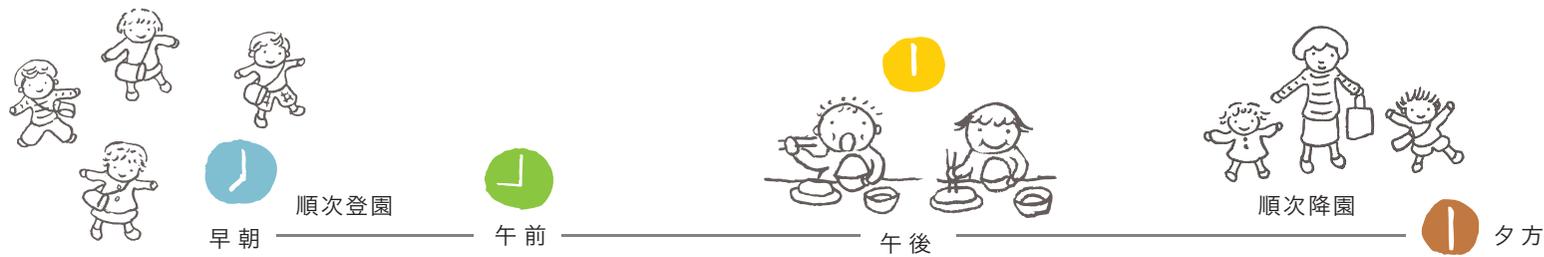
認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

type 03 保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

type 04 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ



0~2歳児

保育



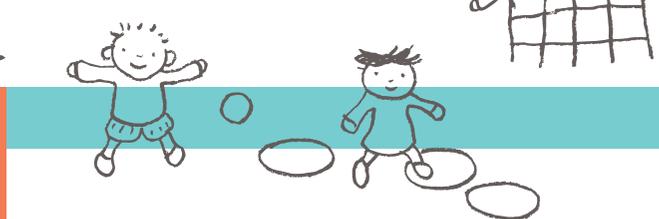
就学前の教育・保育

長時間
利用児

共通時間(4時間程度)

※幼稚園・保育所を通じて学級による教育活動が行われます。

短時間
利用児



3~5歳児

認定こども園での生活
子どもたちは、認定こども園で
このような一日を過ごします。

認定こども園では、幼稚園教員免
許状や保育士資格を持った職員が、
子どもの教育・保育を行います。
3歳児以上の子どもは学級に入り、
担任による4時間の教育がありま
す。保育時間は短時間(4時間程
度)・長時間(8時間程度)につい
て柔軟に選ぶことができます。

認定こども園での生活

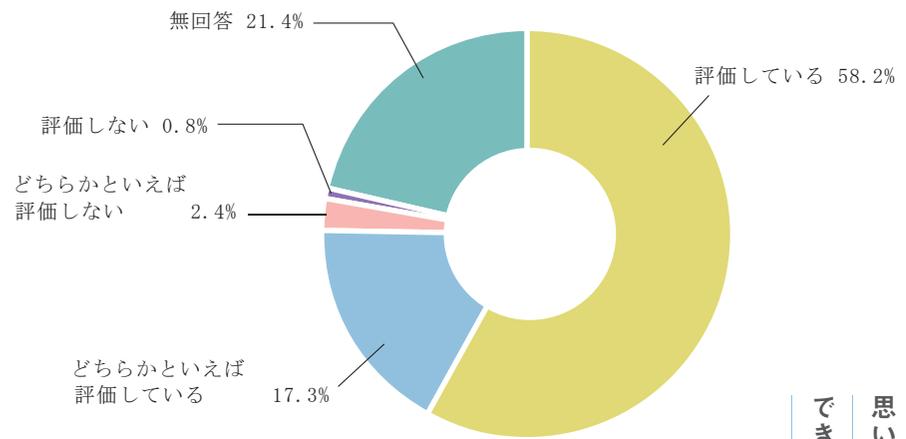


地域の子育て支援
子育て相談、親子登園など
※週3日以上



認定こども園を利用した 保護者の声

認定こども園となったことへの評価



(平成20年3月文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室調べ)

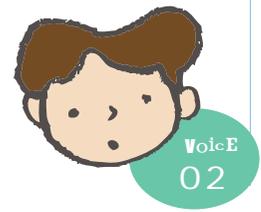
認定こども園を評価している点

- ① 保育時間が柔軟に選べる ————— 46.5%
- ② 就労の有無にかかわらず施設利用 — 45.7%
- ③ 教育活動の充実 ————— 30.9%
- ④ 異年齢交流 ————— 27.3%
- ⑤ 子育て支援活動の充実 ————— 24.6%
- ⑥ 給食の提供 ————— 14.4%
- ⑦ その他 ————— 5.6%



認定こども園での
子育て支援事業が始まって、
通園していなくても、
地域の小さい子どもを持つ
親同士が知り合い、
交流の場ができました。

0〜5歳児が対象なので、
異年齢交流の幅が広がり、
自分より低年齢の子に接して
世話をすることで、
思いやりの心を身につけることが
できたのではないかと思います。



仕事をやめたときにも
施設が変わらなくてよく、
子どもにとって、
環境や友達、先生が変わる
ストレスがないのは
ありがたいことでした。

就労の有無に関わらず
すべての子どもが
受け入れられることで、

子どもは、多くの友達と
遊ぶことができ、
行事も賑やかになりました。
保護者同士の交流ができて、
小学校入学後も、親子の交友関係が
スムーズになりました。



今までは幼稚園か保育所の
どちらかしか選べませんでしたが、
認定こども園ができたことで
子どもを預ける施設の選択肢が
広がりました。





保護者の方々からの
代表的な質問に
お答えします。

Q 01

教育・保育の内容はどうなっているのですか。
また、職員の配置や施設などの基準はどうなっているのですか。

A 原則として、幼稚園教員免許状と保育士資格をもった職員が子どもの教育・保育を担当し、小学校就学前の教育・保育が一体として行われます。
また、認定こども園の職員配置や施設設備等の基準については、国が施設の教育・保育環境や安全性などについて示した基準を踏まえて各都道府県の条例で定められています。

Q 02

何歳から入園できますか。
また、どのくらいの時間預かってもらえますか。

A 認定こども園はすべての0～5歳児を対象とした制度です。
幼稚園と同様の1日4時間程度の利用や、保育所と同様の1日8時間程度の利用など、子どもに合わせて柔軟に保育時間を選ぶことができます。
受け入れる年齢、具体的な受入時間は施設によって異なりますので、利用を希望される施設にお問い合わせください。

Q 03

入園の手続きはどうするのですか。
入園の選考は、誰が、どのように行うのですか。

A 入園したい施設に直接申し込み、契約を結んで入園することになります。
入園希望者が多かった場合、施設があらかじめ公表した方法で選考を行います。その際、施設は、母子家庭や児童虐待防止の観点から、特別の支援を必要とするご家庭に配慮することになっています。詳細については、利用を希望される施設にお問い合わせください。

Q 04

利用料は今と比べてどうなっているのですか。

A 利用料は、施設ごとに定めることになっています。ただし、認定こども園の認定を受けた保育所は、所得額によって利用できないということが起こらないように、保育の実施にかかるコストと保護者の家計に与える影響を考慮して定めるようになっています。具体的な保育料については、利用を希望される施設にお問い合わせください。

Q 05

認定こども園で行っている子育て支援のサービスを利用したいのですが、どうすればいいですか。

A 認定こども園では、地域の子どものための子育て支援を行うことになっています。各施設では、子育ての相談や情報提供、未就園児の親子登園や一時預かりなど、さまざまな取り組みを行っています。各施設でのサービスの内容や利用方法については、利用を希望される施設にお問い合わせください。



各都道府県の情報など、
詳しくは幼保連携推進室のホームページもご覧ください。

<http://www.youho.go.jp/>

guide

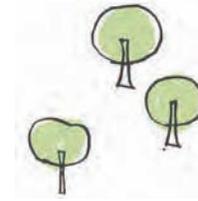
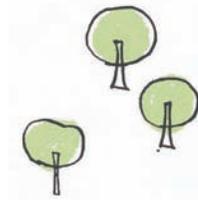


認定こども園を
利用するには

認定こども園の認定を受けた施設を利用する場合には、保育所であっても、利用者が施設に直接申し込むことになります。



※幼保連携型、保育所型については、
市町村が保育に欠ける子どもの認定を行います。



お問い合わせ

文部科学省・厚生労働省
幼保連携推進室

Tel: 03-6734-3136
03-3595-2226

E-mail: info@youho.go.jp

幼保連携推進室のホームページもご覧ください。
<http://www.youho.go.jp/>

パンフレットのコピーは自由です。パンフレット以外の再利用は避けてください。